

ガラスにまつわるエトセムラ

妖精の森ガラス美術館 三浦 和

7月20日(水)にガラス風鈴絵付け体験の取材で中央公民館へ伺いました。

この体験講座は毎年、小学生を対象に行われる「夏休み公民館すくうる」の一企画で、絵付けをする風鈴はガラス美術館で制作しました。内容は地域おこし協力隊の河内大樹さんこうちだいきが発案され、ぜひ手づくりのガラス風鈴を使って絵付け体験をしたいとガラス美術館に声をかけていただき、この企画を開催することになりました。

参加者の子どもたちは河内さんの説明や注意点等を聞きながら、和気あいあいとした雰囲気の中で思い思いの絵や模様を風鈴と短冊に描いていました。

河内さんは令和3年から地域おこし協力隊として鏡野町の芸術文化の普及、発展に日々尽力されています。地域講座や小学校、放課後児童クラブへの出張講座等も開催されており、ガラス美術館としても何かできることがあれば今後もぜひ協力していきたいと思っています。

河内さんへ美術、工作講座開催依頼、相談等されたい方はペスタロッツ館内の生涯学習課(TEL:0868-54-7733)までお問い合わせください。



河内さんにコツを教わりながら描いていました



完成後はみんなで記念撮影

お問い合わせ先 妖精の森ガラス美術館 電話(0868) 44-7888

【後期高齢者医療】

◆後期高齢者医療被保険者証の再交付に関するお知らせ

令和4年10月1日より一部負担金の割合に「2割」が追加されることに伴い、被保険者**全員の方**に被保険者証を再度、9月下旬に送付します。

○新しい被保険者証(青色)の有効期限は令和5年7月31日です。10月1日以降に医療機関等を受診される際は、青色の被保険者証をご使用ください。

○現在お持ちの被保険者証(紫色)は有効期限の満了に伴い使用できなくなりますので、個人で責任を持って処分するか、**鏡野町役場健康推進課**へ返還してください。

(ご注意ください!)

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証については、再送付いたしません。現在お持ちの方は有効期限が令和5年7月31日となっておりますので、10月1日以降も引き続きご使用ください。

◆窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。(入院の医療費は対象外)

○配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

○2割負担の対象者の方で高額療養費の口座を登録されていない方には、9月末以降、後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。申請書がお手元に届きましたら、必要事項をご記入の上、返信用封筒にてお送りください。

(ご注意ください!)

- ・口座登録の申請書は必ず郵送でお届けします。
- ・厚生労働省や地方自治体の職員が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは、絶対にありません。
- ・ATMの操作をお願いすることも絶対にありません。
- ・不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

お問い合わせ先 鏡野町健康推進課 担当:村島 電話(0868) 54-2025
岡山県後期高齢者医療広域連合 電話(086) 245-0090